

訴 状

2011（平成23）年2月14日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 榊 原 富 士 子
ほか11名

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り
原告ら代理人の表示 別紙代理人目録記載の通り

不受理処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金600万円

貼用印紙額 金3万4000円

請求の趣旨

- 1 荒川区長が平成23年1月4日付けで原告A及び同Bに対してなした婚姻届不受理処分を取り消す。
- 2 被告国は、原告A及び同Bに対し、各金150万円並びに内金100万円については訴状送達の日翌日から支払済みまで及び内金50万円については平成23年1月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告国は、原告塚本協子、同C及び同Dに対し、各金100万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

目次

| | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 第1 | はじめに | 8頁 |
| 第2 | 当事者 | 9頁 |
| 一 | 原告塚本協子 | 9頁 |
| 二 | 原告A及び原告B | 10頁 |
| 三 | 原告C | 10頁 |
| 四 | 原告D | 11頁 |
| 第3 | 民法750条の制定から現在までの経緯 | 11頁 |
| 一 | 民法750条と婚姻の成立要件 | 11頁 |
| 二 | 民法750条制定当初の議論 | 12頁 |
| 1 | 民法改正と夫婦同氏(1947年) | 13頁 |
| 2 | 附帯決議(1947年) | 13頁 |
| 3 | 法制審議会審議と留保(1954年) | 13頁 |
| 三 | 民法及び戸籍法における氏の制度の変遷 | 13頁 |
| 1 | 戸籍法による氏の変更審判 | 13頁 |
| 2 | 離婚復氏後の氏変更審判例の変化 | 14頁 |
| 3 | 婚氏続称制度の創設(1976年) | 14頁 |
| 4 | 夫婦同氏についての国会答弁(1976年) | 15頁 |
| 5 | 婚氏続称をする者の統計 | 15頁 |
| 6 | 国際結婚における例外的な夫婦同氏制の導入(1984年) | 15頁 |
| 7 | 縁氏続称制度の創設(1987年) | 16頁 |
| 四 | 国際的動向及び女性差別撤廃条約の批准 | 16頁 |
| 1 | 女性差別撤廃条約採択(1979年) | 16頁 |
| 2 | 諸外国における夫婦の姓についての法改正 | 17頁 |

| | | |
|----|--------------------------------|-----|
| 3 | 日本国による女性差別撤廃条約の批准(1985年) | 17頁 |
| 4 | ナイロビ将来戦略(1985年) | 17頁 |
| 五 | 法制審議会の審議開始から1996年の法律案要綱まで | 17頁 |
| 1 | 法制審議会における審議開始までの経緯 | 18頁 |
| 2 | 「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告(論点整理)」 | 18頁 |
| 3 | 「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」 | 18頁 |
| 4 | 「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」 | 19頁 |
| 5 | 「民法の一部を改正する法律案要綱」(1996年) | 19頁 |
| 六 | 男女共同参画社会の形成に向けた動き | 19頁 |
| 七 | 国連の一般勧告および被告国に対する勧告 | 21頁 |
| 1 | 女性差別撤廃委員会の一般勧告(1994年) | 21頁 |
| 2 | 自由権規約委員会の一般的意見 | 21頁 |
| 3 | 女性差別撤廃委員会から被告国に対する勧告 | 22頁 |
| | (1) 2003年勧告 | 22頁 |
| | (2) 2009年勧告 | 22頁 |
| 第4 | 民法750条の違憲性 | 23頁 |
| 一 | 憲法13条違反 | 23頁 |
| 1 | 氏名と氏名保持権 | 23頁 |
| | (1) 氏名の機能 | 23頁 |
| | (2) 氏名に関する判例等 | 24頁 |
| | (3) 氏名保持権 | 24頁 |
| 2 | 氏名保持権のこれまでの発展経過 | 25頁 |
| | (1) 離婚復氏者の氏変更許可審判における氏名保持権 | 25頁 |
| | (2) 婚氏続称制の立法趣旨と氏名保持権 | 25頁 |
| | (3) 婚氏続称制導入後の氏変更審判例と氏名保持権 | 26頁 |

| | |
|---------------------------|-----|
| (4) 縁氏続称と氏名保持権 | 27頁 |
| (5) 小括 | 27頁 |
| 3 婚姻の際の氏名保持権と民法750条の違憲性 | 27頁 |
| (1) 生来の姓の保持を認めるべき必要性 | 27頁 |
| (2) 婚氏続称制との対比 | 28頁 |
| (3) 婚氏続称制の際に論じられた夫婦同氏 | 28頁 |
| 4 新しい人権としての氏名保持権(立法事実の変遷) | 31頁 |
| 5 国際人権条約と憲法解釈 | 32頁 |
| 6 まとめ | 33頁 |
| 二 憲法24条 | 33頁 |
| 1 憲法24条1項違反 | 33頁 |
| (1) 憲法24条1項 | 33頁 |
| (2) 憲法24条1項の「婚姻の自由」 | 34頁 |
| (3) 民法750条と「婚姻の自由」の侵害 | 35頁 |
| (4) 憲法上の権利の二者択一を迫る法律の違憲性 | 35頁 |
| (5) 憲法24条1項の「夫婦の同等の権利」 | 36頁 |
| (6) 民法750条と「夫婦の同等の権利」の侵害 | 37頁 |
| (7) まとめ | 38頁 |
| 2 憲法24条2項違反 | 38頁 |
| (1) 憲法24条2項 | 38頁 |
| (2) 本質的平等 | 38頁 |
| (3) 本質的平等の権利の侵害 | 39頁 |
| (4) 個人の尊厳の侵害 | 39頁 |
| (5) まとめ | 39頁 |
| 第5 女性差別撤廃条約違反 | 39頁 |

| | | |
|----|--|-----|
| 一 | 女性差別撤廃条約の日本についての発効 | 39頁 |
| 二 | 女性差別撤廃条約2条（女性に対する差別法規の改廃義務） | 40頁 |
| 三 | 同条約16条1項(b)及び(g) | 40頁 |
| 四 | 民法750条と同条約16条1項(b)及び(g) | 41頁 |
| 五 | 被告国の同条約2条及び16条1項(b)及び(g)違反 | 41頁 |
| 第6 | 婚姻届不受理処分 of 違法性 | 41頁 |
| 第7 | 国の立法不作為 of 違法性 | 42頁 |
| 一 | 立法不作為と国家賠償法1条1項 of 違法性 | 42頁 |
| 1 | 国家賠償法1条1項 of 違法性について | 42頁 |
| 2 | 上記 of 違法性基準の理由 | 42頁 |
| 二 | 民法750条 of 法改正の不作為 of 違法 | 43頁 |
| 1 | 国家賠償法1条1項 of 違憲行為 | 43頁 |
| 2 | 立法の内容が国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であること（前記一1①）について | 43頁 |
| | (1)憲法違反 | 43頁 |
| | (2)条約違反 | 43頁 |
| | (3)小括 | 43頁 |
| 3 | 国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利の行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていること（前記一1②）について | 44頁 |
| | (1)国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利であること(要件1) | 44頁 |
| | (2)立法措置の必要不可欠性と明白性(要件2) | 44頁 |
| | (3)国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていること(要件3) | 44頁 |
| ア | 女性差別撤廃条約の発効より26年 | 44頁 |

| | | |
|----|----------------------|-----|
| イ | 1996（平8）年の法律案要綱から15年 | 45頁 |
| ウ | 法律案要綱以降の政府内外からの勧告等 | 45頁 |
| エ | 正当な理由の不存在 | 46頁 |
| 第8 | 損害 | 46頁 |
| 一 | 原告塚本について | 46頁 |
| 二 | 原告Aについて | 49頁 |
| 三 | 原告Bについて | 53頁 |
| 四 | 原告Cについて | 53頁 |
| 五 | 原告Dについて | 55頁 |
| 第9 | 結語 | 57頁 |

第1 はじめに

本訴の原告5人は、いずれも、生来の姓を維持しつつ、法律上の婚姻をすることを切に希望している。

原告塚本、同C及び同Dは、法律婚をしたことにより戸籍上は改姓せざるを得ず、戸籍姓と自己の違和感に悩み、かつ職業生活初め社会生活上の不便や不利益を日々強いられている。

一方、原告A及び同Bは夫婦であるが、いったんB姓での婚姻届出を行ったものの、通称使用を始めた原告Aがあまりの不便さや混乱に堪えられず、不本意ながら便宜的な離婚をし、法律婚の継続を断念した。このため、法律婚夫婦であれば享受できるはずのさまざまな法的利益（相続権、税法上の特典その他）を得ることができない。

原告塚本の姓は、教員として定年まで働き、同僚及び生徒から知られた姓であり、原告Aの姓は、ライターの著者としての姓であり、原告Bの姓は技術者として働き特許を取得した姓であり、原告Cの姓は行政書士としての資格を取得し自己の事務所にその看板を出している姓であり、原告Dの姓は、論文を公表し海外からもインターネットで検索される姓である。いずれも、姓は原告らの人格、人生そのものと不可分一体のものであり、これを奪われることは自身を喪失するに等しい苦しみがある。

夫婦同氏制（民750条）は、婚姻しようとする者に対して、その一方が婚姻前の姓を捨てるか（憲法13条に由来する氏名保持権の侵害）、法律婚を断念するか（憲法24条の婚姻の自由の侵害）という二者択一を迫っている。

また、2003（平15）年以來、被告国は、女性差別撤廃委員会から、民法750条は条約16条1項（g）に違反する差別規定であるので改正すべきと要請され続けている。

本訴は、そうした憲法違反及び条約違反の民法750条について、その法改

正の必要性を十分知りつつ、女性差別撤廃条約が日本国について発効してから26年、法務省の法制審議会答申及び法律案要綱公表から15年、あまりの長期にわたり、立法を怠ってきた国の責任を問う訴訟である。

なお、法務省の法制審議会が法律案要綱を答申したのに政府より上程されなかった法案は、選択的夫婦別姓を認める「民法の一部を改正する法律案要綱」において他にはない（なお、昨年、改正案が答申された刑の一部執行猶予制度の導入等については、今国会で審議予定である）。

なお、民法750条は「氏」としているが、「姓」が広く通用しているので、本訴状では、原則として「姓」を使用することとした。

第2 当事者 略

第3 民法750条の制定から現在までの経緯

一 民法750条と婚姻の成立要件

1947（昭22）年に制定された民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」として夫婦同氏制を定める。

同条は、「婚姻の効力」の款に置かれている。婚姻の成立要件は、婚姻意思の合致及び婚姻の届出であるが、婚氏の選択は婚姻届の受理要件であり（戸籍法74条）、実際には、夫婦同氏は、「婚姻成立の要件」となっている。

同条は、日本人と外国人間の婚姻については適用されない（昭和40. 4. 12 民甲838回答等）。民法は1947（昭22）年以来、日本人間の婚姻については夫婦同氏、日本人外国人間の婚姻については夫婦別姓という、区別ないし差別を設けてきた（1984年、民法ではなく戸籍法107条2項の新設により外国人の氏への呼称上の氏の変更が認められるようになったことについては後述）。

二 民法750条制定当初の議論

1 民法改正と夫婦同氏（1947年）

民法旧規定第4編及び第5編（1898年制定。以下、明治民法という）は、家制度・父権主義・男性優位を基軸とした家族法であり、婚姻に関しては、入夫及び婿養子の場合以外は、妻は婚姻によって夫の家に入り、夫の家の氏を称することとされていた（明治民法746条、788条1項）。新憲法の制定に伴い、民法、特に家族法部分は、個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法13条、24条）を旨とする法に根本的に改められなければならないと、1947(昭22)年、現行の民法第4編及び第5編が制定された。民法は個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として解釈されなければならないとの規定（民法2条）も新設された。しかし、改正のための時間は十分ではなく、「家」、家督相続、庶子、妻の無能力規定等は廃止されたものの、祭祀財産の承継と氏など家制度的規定が残された。「夫婦の氏」については、「夫婦は共に夫の氏を称する」との民法改正要綱について、GHQの司令部から、両性の平等に反する、氏は全部自由にしてはとの示唆が相当になされたが、結局、家制度の結果としての「夫婦同氏」を継承し、「夫又は妻の氏を称する」との民法750条が成立した（我妻栄「戦後における民法改正の経過」日本評論社131頁ほか）。

2 附帯決議（1947年）

国会においても民法改正作業が不十分であることは認識され、1947(昭22)年10月27日、民法改正が可決された当時の衆議院において、「本法は、可及的に速やかに、将来において更に改正する必要があることを認める。」との附帯決議が付された（甲6、第一回国会衆議院司法委員会議録第50号、甲8、「夫婦の氏」9頁）。

3 法制審議会審議と留保（1954年）

この附帯決議の趣旨に沿い、かつ、施行6年以上を経て改正法運用の実際もある程度明らかになったとして、1954(昭29)年7月、法務大臣から法制審

議会に対して民法改正に関する諮問がなされ、民法第4編親族編についての審議が開始した（平賀健太「民法改正—法制審議会における審議経過—」ジュリスト97号37頁等）。当時の審議において既に、「現在では婚姻によって夫婦いずれかの一方の氏が当然に変更するという現行制度に不便を感じる人々がしだいに多くなっている。・・現に婚姻による氏の変更を不利益とする人々がある以上、民法の規定でも夫婦の異姓を認める社会的必要があるのではないか」との議論がなされていた（前同41頁）。

1955(昭30)年7月、同審議会民法部会身分法小委員会は、婚姻の章の議論結果を、「法制審議会民法部会小委員会における仮決定及び留保事項(その1)」としてまとめ、後に1959(昭34)年、法務省はこれを公表した(甲7、ジュリスト185号49頁)。そこでは、民法750条について、「夫婦異姓を認めるべきか否か等の問題につき、なお検討の必要がある。」として、留保事項とされた。

三 民法及び戸籍法における氏の制度の変遷

1 戸籍法による氏の変更審判

戦後、個人主義がめばえるとともに、次第に、氏に関し、その選択を個人に委ねることを求める声は強まっていった。最初に大きな問題となったのが、離婚復氏制(民767条1項)から生ずる不便不利益の問題であった。

婚氏続称制度(現行民法767条2項)の存在しなかった時代、離婚復氏者(ほとんど女性)は、戸籍法107条1項による呼称上の氏の変更許可審判を申立て、婚姻中使用して馴染んだ姓を継続使用しようとした。審判は非訟事件であり、裁判官の裁量により決せられる。当初の審判例は否定的であったが、次第に「やむを得ない事由」にあたるとして氏の変更が認容されるようになっていった(注釈民法(21)昭和55年再版171頁以下)。

1969(昭24)年に消極判断を示した高裁決定は、「氏は名と統合して人の同一性を表す称号であるが、戸籍編製の基礎もなす重要な意義を有し・・・軽々

に変更されるときは一般人の蒙る迷惑は至大であるのみならず」との理由を付しており、かえって、氏名保持(継続)の重要性・必要性を説いている(東京高決昭24.5.19高民2-1-77)。

2 離婚復氏後の氏変更審判例の変化

その後、次第に、永年使用した氏の継続による社会生活上の利益、事業を継続して営む上での信用の確保、取引の安定、法的安定性及び同一性の混乱の回避等を理由に、婚氏への呼称変更が認容されるようになっていった(大阪家審決議昭32.1.25大阪家裁家事部決議録245、熊本家審昭38.7.31家月15-11-145、東京高判昭49.10.6判時765-74)。特筆すべきは、1959(昭34)年、戸籍法の専門家である加藤令造審判官が、氏変更を認容する審判において、夫婦同氏制について、「氏の不可変更性の根本理由である法的安定性を害するに至るばかりでなく、婚姻による改氏を強いられるのが多く女性の側にある現実をみれば、憲法上保障される両性の本質的平等が実質的に冒される結果を招来するおそれさえある」として、夫婦同氏制は根本的に再考されなければならないと指摘していたことである(東京家審昭和34.6.15家月11-8-119、後記第4、一3(3)に詳細)。

3 婚氏続称制度の創設(1976年)

1976(昭51)年、婚氏続称制度(民法767条2項)が新設され、婚姻の解消に際し、復氏と婚氏続称のいずれかを本人が選択することができることとなった。その背景には、前記の多数の裁判例の蓄積、婚氏続称の要求が社会運動になったこと、さらに、下記の通り、政府をあげて婦人問題を推進する体制が整ったことがある。

1975(昭50)年の国際婦人年およびそれに続く「国連婦人の10年」の活動を契機に、日本においても、同年、総理府(現在の内閣府)に、婦人問題企画推進本部(現在の男女共同参画推進本部、本部長内閣総理大臣・本部員国務

大臣)が設置され、女性の権利や地位の実質的向上に向けた取り組みが推進されるようになった。その取り組みの一環として、1976(昭51)年、婚氏続称制度が新設された。

婚氏続称制の導入は、継続使用した氏は法的に保護されるべきこと及び氏は個人の人格の一部であるので、本来氏の変動は本人の選択に委ねられるべきことが、民法の一部で認められたことを意味する。

4 夫婦同氏についての国会答弁(1976年)

この立法の際、1976(昭51)年5月、夫婦同氏の導入についても併せて国会で質問がなされ、参議院法務委員会において、法務省民事局長香川保一氏は、「国民の1割がそうしたいということになりますればこれはやっぱり無視できない」と答弁した(1976(昭51)年5月18日参議院法務委員会)。

5 婚氏続称をする者の統計

2009(平21)年の離婚数は253,353組であるが(人口動態統計)、同年度の離婚の際に称していた氏を称する届出(戸籍法75条の2による届出を含む)の件数は101,057件であり、離婚に占める割合は39.9%、約4割である(平成21年度戸籍事務統計)。この数字は、離婚した配偶者の氏を使用することに対する抵抗感がありながらも、なお、「継続使用の利益」を優先すべき必要性の高さを示している。

6 国際結婚における例外的な夫婦同氏制の導入(1984年)

民法750条は、外国人と婚姻する日本人には適用されない。この結果、日本人間の婚姻とは逆に、夫婦同氏を希望する者が同氏を名乗ることができないという不利益が生じていた。そこで、1984(昭59)年、戸籍法107条2項が新設され、婚姻から6ヶ月以内の届出により、日本人配偶者は外国人配偶者の氏に変更できることとされた。しかしこれは、身分変動に伴う民法上の氏の変更ではなく、単なる呼称の氏の変更であり、現在も、民法の建前は、国

際結婚する日本人に対しては、夫婦同氏を強制していないどころか、夫婦同氏を許容していないとも言える。

7 縁氏続称制度の創設（1987年）

1947（昭22）年の民法制定当初は、離縁の場合も離婚と同様に、復氏が義務付けられていた。しかし、1987（昭62）年、縁組の日から7年を経過した後に離縁復氏した者は、離縁の日から3ヶ月以内に届出ることによって、離縁の際に称していた氏を称することができるとする縁氏続称制度（民816条2項）が導入された。この制度の新設も、継続使用した氏の法的保護の必要性及び復氏か続称かの選択は本人に委ねるべきことを、民法が認めたことを意味する。

四 国際的動向及び女性差別撤廃条約の批准

1 女性差別撤廃条約採択（1979年）

国際婦人年（1975（昭50）年）及びそれに続く「国連婦人の10年」（1976（昭51）～85（昭60）年）の流れの中で、1979（昭54）年12月、国連は女性に対するあらゆる形態の差別に関する条約（以下、女性差別撤廃条約という）を採択した。

同条約は、婚姻に際して、自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利（同条約16条1項（b））と姓を選択する権利を含む夫及び妻の同一の個人的権利（同条約16条1項（g））を確保するために、遅滞なく既存の法律を修正する措置をとることを締約国に義務付けた（同条約2条（f）、16条1項柱書）。

2 諸外国における夫婦の姓についての法改正

アメリカでは、1970年代以降、妻が婚姻前の姓を慣習上又は法律上使用することを認める裁判例が多数を占めるようになり（黒木三郎、新版注釈民法21-350頁）、多くの州で夫婦別姓の選択肢が認められるようになっていっ

た。他の国も、国際的流れを受け、夫婦の姓の見直しに取り組み、イタリア（75年）、オーストリア（75年及び86年）、旧西ドイツ（76年）、中華人民共和国（80年）、デンマーク（81年）、スウェーデン（82年）、ドイツ（93年）、タイ（2005）等、夫婦別姓選択制へ、あるいは結合姓の選択制へなどの法改正が進んだ（甲8の18頁以下に各国法制一覧）。

ドイツでは、1991年3月14日、連邦憲法裁判所が、「基本法により夫婦のいずれも氏を自由に選択できなければならない。そのため連邦議会と連邦参事院に新婚姻法の制定を要請する」との判決を出し、上記改正につながった。

3 日本国による女性差別撤廃条約の批准（1985年）

1977(昭52)年1月、日本においても、婦人問題企画推進本部により婦人の地位向上のための国内行動計画が策定され、この計画に基づき、1985(昭60)年6月25日、日本は女性差別撤廃条約を批准し、同条約は、同年7月25日に日本国について発効した。

4 ナイロビ将来戦略（1985年）

さらに1985年、「国連女性の10年」を総括したナイロビ世界女性会議は、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下、ナイロビ将来戦略という）を採択し、婚姻における平等のための法整備を各国に求めた（甲9の1原文書、甲9の2仮訳）。

五 法制審議会の審議開始から1996年の法律案要綱まで

1 法制審議会における審議開始までの経緯

1991(平3)年、婦人問題企画推進本部に設けられた「婦人問題企画推進有識者会議」が、前記ナイロビ将来戦略等を受け、重点課題を婦人問題企画推進本部に報告した。この報告の中に、「男女平等の見地から、夫婦の氏や待婚期間の在り方などを含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行う必要がある。」との提言が含まれていた(甲10)。

これを受けた推進本部は、同年5月、国内行動計画（1977（昭52）年）を改定して、「男女平等の見地から、夫婦の氏や待婚期間の在り方を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行う」との内容を含んだ「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を閣議に報告した（甲8の11頁）。政府文書として初めて、「夫婦の氏の見直し」の文言が記載された。

1991（平3）年1月、法務大臣は、上記の新国内行動計画の内容を予想し、一足先に法制審議会に諮問し、同審議会は、婚姻及び離婚に関する制度全般の見直しの審議を開始した（甲8の11頁）。

2 「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」

1992（平4）年12月、法務省は、法制審議会民法部会身分法小委員会の審議結果を踏まえ、「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」（以下、第1中間報告という）を公表した。この中で、夫婦が別氏を称することが出来るようにすべきかとの問題提起がなされた（甲8の33頁）。

法務省は、この第1中間報告に対して裁判所、日本弁護士連合会、戸籍事務関係者、労働・消費者団体、婦人団体、個人等から寄せられた意見をまとめたが、現行制度を支持するものが44通、選択的夫婦別姓制度を支持するものが154通であった（甲11、ジュリスト1034-106）。

3 「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」

法制審議会民法部会身分法小委員会は、上記パブリックコメントをふまえて議論を重ね、1994（平6）年7月、「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」（以下、要綱試案という）を公表し（甲8の38頁、ジュリスト1050-214）、選択的夫婦別姓を認める案を示した。

この要綱試案に対しても、裁判所、法曹団体、戸籍事務団体、婦人団体、労働団体、消費者団体、個人等から意見が寄せられ、裁判所の意見は賛成89庁、反対3庁、意見相半ば16庁であり、裁判所以外の意見は、賛成406通、反

対18通、その他9通と、賛成意見が多数を占めた(甲12、ジュリスト1074-83)。

4 「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」

法制審議会民法部会身分法小委員会はさらに審議を続け、1995(平7)年9月、「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」(以下、第2中間報告という)を公表し、引き続き、選択的夫婦別姓制度の採用を問題提起した(甲8の60頁)。

5 「民法の一部を改正する法律案要綱」(1996年)

前記の法制審における議論をふまえて、1996(平8)年1月、民事行政審議会は、夫婦別姓を認める際の戸籍に関し、「別氏夫婦に関する戸籍の取扱いについて」を答申し、さらに、同年2月、法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申し、法務省は「民法の一部を改正する法律案要綱」(以下、法律案要綱という)を公表した。法律案要綱においては、夫婦の氏につき、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。」とされたが(甲8の74頁)、国会に内閣提出法律案として提出されることはなかった。

六 男女共同参画社会の形成に向けた動き

1999(平11)年、男女共同参画社会基本法が成立し、その4条で、「男女共同参画社会の形成に当っては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」との基本理念が掲げられた。

2000(平12)年12月、政府は、同法に基づき、「男女平等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改

正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」との内容を含む男女共同参画基本計画を閣議決定した(甲8の79頁)。

2001(平13)年10月、男女共同参画会議基本問題専門調査会は、「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表し、憲法24条2項にも言及し、夫婦同氏制度が男女に中立的に機能していないとして、「選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。」との提言をした(甲8の76～78頁)。

2005(平17)年、政府は、男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定し、その中で、「選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるように引き続き努める」と述べた(甲8の80頁)。

2010(平22)年、国会において、千葉景子法務大臣は、選択的夫婦別姓を通常国会で成立させたい理由として、「人権にかかわる問題とかあるいは一人一人の価値観にかかわる問題、こういうことについて、多数決原理でそれを奪うようなことはできない」と答弁し(甲8の280頁、174回平成22年4月20日衆議院法務委員会)、女性の90%以上が夫の姓に変更している現状につき、「人権の尊重あるいは幸福追求の権利、そういうものと相反する部分がある」と答弁し(甲8の291頁、第174回平成22年3月9日同)、夫婦の氏は基本的人権の問題であるとの認識を示した

2010(平22)年、政府は、「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、家族に関する法制の整備等について「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ」「選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。」とした(甲13)。

七 国連の一般勧告および被告国に対する勧告

1 女性差別撤廃委員会の一般勧告(1994年)

1994(平6)年、女性差別撤廃委員会は「婚姻及び家族関係における平等に

関する一般勧告21」を採択した。その中で、条約16条1項(g)について、「各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有するべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている」と述べ、法もしくは慣習により、婚姻に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性は姓の選択権を否定されていることになることを明らかにした(甲14)。

2 自由権規約委員会の一般的意見

市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下、自由権規約という)は、3条で規約上の権利の享有に関する男女の同等の権利を規定し、23条4項で、婚姻中及び婚姻の解消の際における配偶者の権利の平等について規定しているところ、自由権規約委員会は、これらの各規定について採択した一般的意見において、婚姻の各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利があると述べた。

(1)「家族の保護、婚姻についての権利、及び、配偶者の平等(23条)に関する一般的意見19」(1990(平2)年採択) (甲15の1,2)

「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は、保障されるべきである。」

(2)「男女の権利の平等(3条)に関する一般的意見28」(2000(平12)採択) (甲16の1,2)

「23条4項の義務を果たすために、締約国は、「それぞれの配偶者が婚姻前の姓の使用を保持し、または新しい姓を選択する場合に対等な立場で決定する配偶者各自の権利に関して性別に基づく差別が起こらないことを確実にしなければならない。」

3 女性差別撤廃委員会から被告国に対する勧告

(1) 2003年勧告

2003(平15)年、女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の実施に関する進捗状況の検討のために実施された被告国の第4回・第5回定期報告書の審査についての総括所見(最終見解)において、被告国に対し、「民法が」「夫婦の氏の選択などに関する、差別的な規定を依然として含んでいる」と指摘した上(甲17の371項)、「民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとする」よう勧告した(甲17の372項)。

(2) 2009年勧告

しかし、被告国は、前記勧告後も、改正措置を取ることなく放置した。

そのため、女性差別撤廃委員会は、2009(平21)年に実施された被告国の第6回定期報告書の審査についての総括所見(最終見解)において、「前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における」「夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されて」おらず、被告国が「差別的法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていること」に懸念を表明し(甲18の17項)、被告国に対し、「選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう」要請し(甲18の18項)、「本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきである」と指摘した(甲18の18項)。

さらに、同委員会は、26項目の勧告の中から特に2項目を抽出し、2年以内に勧告の実施に関する詳細な情報を書面で委員会に対し提出することを要請したが(同59項)、その1つが、民法750条を含む差別的法規定の改正であった。このことは、同委員会が、民法750条の改正は、被告国が女性差別撤廃条約の実施のために取るべき措置の中でも急務であると認識していることを示して

いる。

第4 民法750条の違憲性

民法750条は、以下の通り、憲法13条及び憲法24条に違反する。

一 憲法13条違反

民法750条は、憲法13条より導かれる人格権の中核をなす氏名保持権を侵害するものである。以下、詳述する。

1 氏名と氏名保持権

(1) 氏名の機能

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴である。

氏は、一定の範囲の者が共通に称する呼称であるが、あくまで個人の呼称である（我妻栄「親族法」有斐閣、421頁）。

人は、社会的存在であり、社会生活において自身の氏名を名乗ることにより、様々な人間関係、社会関係を形成し、信用・信頼を蓄積し、生存し、生活する。人は、氏名を通じて自己を認識し、個人としてのアイデンティティを形成し、確立し、成長していく。氏名は、顔と同様、その人の人格の表象であり、人の人格的生存に必要不可欠のものである。

氏名は、社会の複雑化、グローバル化、情報伝達速度の上昇に伴い、益々、社会にとっても、その個人にとっても、その重要性を増すばかりである。氏名については、他人の名義を冒用して文書を作成することは、文書の名義人と作成者の人格の同一性に齟齬を生じさせるものであるとして、有印私文書偽造罪（刑法第159条）が設けられるなど、氏名の他人との識別機能については、刑事罰をもって、その確保が保障されているのである。

(2) 氏名に関する判例等

氏名に関する個人の権利という観点からは、氏名それ自体の保護がこれまで多くの判例等により認められてきた。最判63. 2. 16民集42 - 2 - 27は、氏名とは「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである」とし、氏名が人格権の内容を構成することを明らかにした（但し、不正確に呼称したすべての行為に違法性があるものではないとし、害意の存在等、違法基準を示した）。

また、これまで、多くの氏名冒用訴訟において、氏名権侵害について、民法709条以下の不法行為法理により救済がなされ、その権利性が裁判上でも明確にされてきた（東京高判平22. 4. 7判時2083-81、札幌地判平17. 8. 18判時1913-112、千葉地判平成13. 2. 14判時1121-214等）。左記の札幌地判平17. 8. 18は、他人の氏名の無断使用は「直ちに氏名権を侵害する」とした。

(3) 氏名保持権

こうした人格権の一内容を構成する氏名に関する権利は、人格権が憲法13条に由来し（熊本地判平成13. 5. 11判時1748-30）、また、氏名それ自体が人間の人格的生存に必要不可欠なものであることに鑑みると、人の人格的生存に不可欠な権利として、憲法13条により保障されるというべきである。

そして、氏名は、前記の裁判例のように、他人による冒用等から守られなければならないだけでなく、より根源的には、人は、人格的生存に不可欠であり個人の尊重の基礎である氏名を自己の意思に反して奪われない権利である「氏名を保持する権利」すなわち「氏名保持権」を有していると言わなければならない。氏名保持権は、人格権の中核的な権利として憲法13条によ

り保障される。

2 氏名保持権のこれまでの発展経過

(1) 離婚復氏者の氏変更許可審判における氏名保持権

実際、既に一定の範囲で、法律や審判例によって、氏名保持権は認められてきた。戸籍法107条1項による「氏をやむをえない事由による変更」審判における多数の認容例や婚氏続称・縁氏続称制の導入がそれである。

即ち、1976（昭51）年の婚氏続称制の導入前は、離婚後も婚姻中の姓の使用を希望する個人に対して、裁判所は、離婚後復氏をした当事者は、「生活上多くの不便不利益を被る」とし、また、「婚姻中の氏を永年使用して社会的経済的地位を築いてきた」等の事情がある場合には、婚姻中の姓に変更する「やむを得ない事由」があるとして、離婚後復氏をした当事者に姓の変更を認容し（東京家審昭和34.6.15家月11-8-119、熊本家審昭和38.7.31家月15-11-145、千葉家八日市支審昭和39.2.7家月16-8-119等多数）、個別に、「離婚に際して氏の変更を強制されない権利」、即ち「離婚に際して婚氏を続称をする権利」を認めてきた。

(2) 婚氏続称制の立法趣旨と氏名保持権

上記多数の裁判例の積み重ねを経て1976（昭51）年に婚氏続称制度が導入された（民法767条1項）。このことは、民法が、「離婚に際して氏の変更を強制されない権利」を人格権の一部として認めたこと、さらに言えば、家制度的規定として民法及び戸籍法に残っていた「身分変動と氏の変動の一体」のルールを一部解体して、「身分変動があっても氏の変更を強制されない権利」を、一部認めたことを意味する。

婚氏続称制度導入の立法趣旨として、氏が「個人の人格権的性格」を有することが考慮されており（甲25、千種秀夫法務大臣官房参事官「民法等の一部を改正する法律の解説（一）」法曹時報28巻9号8、15、52頁、1976（昭51）

年)、このことは国会答弁などからも明らかである。

(3) 婚氏続称制導入後の氏変更審判例と氏名保持権

なお、婚氏続称制（民法767条2項）は、離婚の際に称していた婚氏の継続使用を認めたと過ぎない。初婚の離婚の際に婚氏続称を選んだ者が再婚後に離婚をする際には、生来の姓である初婚の前の姓を選択することは、民法767条2項によっても認められず、生来の姓を名乗るためには、やはり、戸籍法107条1項の氏変更の申立による他ない。あるいは、離婚後婚氏を続称していた女性が、その後、再び生来の姓に戻ることを希望した場合についても同様である。

こうした事案についての多くの審判例において、裁判所は、氏の変更の可否を決する「やむを得ない事由」の存否の判断にあたっては、一般の氏の変更の場合よりも要件を緩やかに解するのが相当であるとし、また、氏の変更を求める当事者が日常生活上の不便・不自由を被っている事実を重視し、あるいは姓の変更を求める個人の意思の尊重を優先してよいとして、柔軟に氏の変更を許可している（東京高決平成15.8.8家月56-4-141、名古屋高決平成7.1.31判タ918-230、福岡高決平成6.9.27判時1529-84、大阪高決平成3.9.4判時1409-75、山形家審平成2.1.15家月42-8-71等多数）。

ここでは、初婚の前の姓であり、個人が最初に人格を形成した時期の姓である生来の姓の保持について、他の姓とは異なる特別な保護を与え、姓の選択における個人の意思の尊重が認められているのであり、やはり氏名保持権が認められているといっても過言ではない。また、この背景には、これらの当事者の苦労・不利益は、もともと民法750条が夫婦同氏を義務付けたことに由来するのであるから、困難を背負っている当事者を極力救済しようという裁判所の姿勢が見られる。

(4) 縁氏続称と氏名保持権

1987（昭62）年の縁氏続称導入（民法816条2項）もまた、離縁という身分変動の後も身分変動前の氏を保持する権利」を認めたものである。

(5) 小括

以上の通り、これまで、民法は、身分変動の際に氏の変更を強制せず、個人の意思を尊重する方向で改正され続け、戸籍法の審判においても、同方向で解釈が行われてきた。既に、民法・戸籍法は、民法750条を残す一方で、氏名保持権を認めてきたのである。

3 婚姻の際の氏名保持権と民法750条の違憲性

(1) 生来の姓の保持を認めるべき必要性

平均初婚年齢（2009（平21）年、男性30.5歳、女性28.7歳）及び平均再婚年齢（同年、男性42.8歳、女性39.4歳）から判明する婚姻前の姓の使用期間は、いずれも長期に及んでおり、その人の人格の表象として完全に確立したものであることは明白である。その姓は、小学校から大学までの学校時代の友人や教員との交流を築いた姓であり、卒業後には社会における仕事・ボランティア・文化活動その他一切の社会活動を行い、人と交流し、その仕事ひいてはその人の信用を形成した姓である。したがって、本人の意に反してこうした姓の保持ができない場合、氏変更の多数の審判例が認めるように、継続して仕事や社会生活を営む上での信用、取引の安定、法的安定性、同一性の維持が損なわれ、多大な経済的・精神的損害が本人にもたらされる。

(2) 婚氏続称制との対比

婚氏の続称を認める立法趣旨や氏変更の認容審判の前記理由は、そのまま、婚姻の際に当てはまる。離婚の際に氏名保持権が認められるのであれば、それよりもなお一層強い理由によって、婚姻の際に、氏名保持権は保障されなければならない。婚姻に際して、一律に一方当事者の氏名保持権を否定する

民法750条の違憲性は、離婚の際の氏名保持権の保障と対比したときに、より一層明白となる。原告の例では、教員として同僚及び生徒から知られる姓（原告塚本）、著者物の著者としての姓（原告A）、特許を取得した姓（原告B）、仕事をするための公的資格を取得した姓（原告C）、論文を公表し海外からもインターネットで検索される姓（原告D）である。いずれも、姓は、人格の象徴であるとともに、それぞれの仕事についての信用、経済的価値（今後、その姓によってこそ新たな仕事が依頼され、論文が引用されるなど）をも伴うものである。こうした姓を原告らの意思に反して奪うのは、原告らに対する氏名保持権の侵害を意味する。

(3) 婚氏続称制の際に論じられた夫婦同氏

婚氏続称導入に至る過程においては、離婚復氏から生ずるさまざまな不便・不利益は、夫婦同氏制にその根源があるとの指摘が多々なされ、氏全体について改正すべきではとの議論もなされていた。

例えば、前記の昭和34年の氏変更審判において、加藤令造審判官は、その理由中で、以下の通り、述べている。

「氏は名とともに個人の表象であり人格の同一性認定の有力な標識であつて、かかる点から、文化、経済生活の複雑化する近代社会において法的安定をはかるため氏の不可変更性の要請は必然的なものといふことができよう。ところで、わが夫婦同氏の制度は、夫婦の一方に対し、その者の生来の表象であり同一性の標識であつた氏の放棄および他方の氏への改氏を強いることとなり、その者に対したただに精神的苦痛を与えるに止まらず、改氏によつて社会生活上の、なかんずく取引関係での混乱を惹起し、もつて氏の不可変更性の根本理由である法的安定性を害するに至るばかりでなく、婚姻による改氏を強いられるのが多く女性の側にある現実をみれば、憲法上保障される両性の本質的平等が実質的に冒される結果を招来するおそれさえあるうえ、

本来婚姻と夫婦同氏制が必然的に連繋するものとは解せられず、むしろ氏は婚姻から解放さるべきであるとする思潮を併せ考えると、婚姻に伴い氏を同じくするか別氏とするかの選択の余地のない夫婦同氏制は根本的に再考されなければならないであろう。ちなみに諸外国の法則をみるに、(中略)夫婦が夫々の固有の氏を尊重することによって個人の尊重ひいては両性の本質的平等を具現し、他面、固有の氏の尊重が個人の同一性の認定、法的安定性に益することをうかがい知ることができる。このような法制は婚姻と氏の関係について参考とすべきものが多いであろう。翻って離婚による復氏の制度につき検討を加えてみよう。

婚氏は改氏した者にとって第二次的な個人の表象であるところ、子女の出生、経済的文化的その他複雑多岐にわたる社会生活上の折触面の増大と深刻化により、ことに婚姻期間が長期にわたればわたる程、婚氏が個人の表象、同一性認定の標識としてその機能を増大し、ついには婚氏を以てしなくてはその機能を果しえず、これに反比例して婚姻前の氏はその表象・標識としての価値を減じあるいは全く失ってしまっている場合すらあることはまことにみ易いところである。しかるに離婚によって当然に婚姻前の氏に復せしめるにおいては、婚姻によりやむなく従前の氏を捨てたものに対し再度の犠牲を強要することとなって、この者に多大の困惑、精神的苦痛を与え、他方、復氏者の同一性の認識を困難ならしめて人間関係、経済関係において無用の混乱を生ぜしめひいては復氏者の信用の失墜をきたすことは推測に難くない。しかもこれによって不利益を蒙るものが、一方的に、婚姻により改氏した者—しかもその多くは女性—にあることをみれば、この制度が果して正義に合するものであるかにつき疑念なしとしない。(中略) しかしかかる混乱は、夫婦同氏制を採ることによって必然的に生ずる結果であり、夫婦別氏制の場合には起りえないことであつて、夫婦同氏制こそ再考されなければなら

ないこと前述のとおりである以上、右の如き理由は未をみて本を顧りみないものといわざるをえない。(中略)氏が先に述べたとおり、人格同一性認定の有力な標識であるとすれば、これを一貫して称呼することが社会秩序に合し、呼称制度の確保をはかる国家利益にも添うわけであるから、改氏を軽々に許すべきでないことはいうまでもない。しかしながら、現在の氏を称することによってその者が社会生活上測り知れない不利益を蒙るに反し、氏を変更することによってかえって当人の利益になり、ことに別氏方がその者の同一性の標識としてより役立つ場合においては、個人の利益をして呼称秩序・国家利益に優先させるべきであろう。制度がそうであるように「氏制度も人の福祉に奉仕すべきものであつてこれを難渋にするものであつてはならない」筈である。」(東京家審昭和34.6.15家月11-8-119、下線は原告代理人)

また、前掲の千種秀夫法務大臣官房参事官は、婚氏続称制導入の際の解説において、以下の通り、離婚復氏の問題は「必然的に別氏婚姻と結びつく」と述べていた。

「わが民法が、夫婦を社会生活の基本単位として、これに共通の呼称を冠することを是認していることは確かである。しかし、各個人の社会的活動が活発となり氏の個人の呼称としての機能が重視されてくると、婚姻前の氏によって社会生活における自己の同一性を保持してきた者にとっては、婚姻によりその氏を放棄し、別氏を称することは不便であり、不利益を被るおそれもある。(中略)老若男女を問わず社会的活動の場が広まり、これに伴って氏に対する個人の権利としての意識が高まってくると、婚姻による改氏が社会生活上不利益を与える可能性は増大する。高齢者の婚姻や再婚の増加なども、こうした可能性を大きくするものと思われる。ここに当然の帰結として、夫婦別姓の議論が生じてくる。」(甲25、前掲千種8～9頁)、「離婚復氏のみでなく、この際氏全体について改正すべきではないかとの議論がないではなか

った。(中略) そもそも離婚によって氏を変えたくない人は、その後再婚する際にも氏を改めたくないはずであるから、離婚復氏の改正は、必然的に別氏婚姻と結びつくはずである。また婦人の社会的活動の場がますます拡大されている現在においては、氏に対する権利意識の変化あるいはその使用の客観的利益についても考慮することが必要である」(前同36頁)

4 新しい人権としての氏名保持権(立法事実の変遷)

以上の通り、氏名権、そしてその1つの中核的な権利形態である氏名保持権は、本来、憲法13条により保障されるものであるが、このことは、以下の立法事実の変遷からも導き出されるという点を付言する。

すなわち、1975年以降、女性労働力率(15歳以上人口に占める女性労働力人口の割合)は上昇傾向に転じ、1992年のバブル崩壊以降は停滞しているものの、25歳から54歳で見ると、以前として上昇傾向で推移している(総務省統計局「労働力調査」)。婚姻後も働き続ける女性が増え、1997年に共働き世帯数は片働き世帯数を上回り、2009年には共働き世帯は995万世帯、片働き世帯は831万世帯となった。婚姻後も働き続ける女性の増加は、婚姻後の氏の継続使用の必要性を高めていった。

また、晩婚化傾向により婚姻前の姓の使用期間は長くなったこと、再婚の増加傾向により、例えば連れ子の姓を変更せずに親子同姓のまま婚姻することを希望する事案が増えるなど多様な複合家族に対応する必要性が生じていること、少子社会の到来が、婚姻後も親から承継した姓を双方が残して維持したいとする要求(心理的なもの、墓の継承などさまざまな理由による)を増やしたこと、即ち、家族は夫婦という横軸と親子という縦軸の連なりで形成されるが、家族の少子化により、夫婦間の子という意味での夫婦親子同姓よりも、夫婦の各親との関係での親子同姓を尊重したいとの要求も増え、婚姻前の姓の継続使用の必要性は高まってきた。

また、性別役割分担意識も変化した。「夫は外で働き、妻は家庭を支える」という考え方について、1973（昭48）年には男女ともに賛成が8割を超えていたが、2004（平16）年には反対派と賛成派の比率が逆転し、2009（平21）年には反対55.1%、賛成41.3%となり（内閣府、男女共同参画に関する世論調査等）、共働きの増加は、夫婦別姓を希望する夫婦を増加させた。

こうした社会構造、家族形態の変化、人々の意識の変化は、憲法の解釈にあたって考慮されなければならない。

5 国際人権条約と憲法解釈

1994（平6）年に女性差別撤廃委員会が採択した「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」は、姓の選択に関する夫婦同一の権利を規定する女性差別撤廃条約16条1項（g）について、「各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有するべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている」と述べる（甲14）。

また、1990（平2）年に自由権規約委員会が採択した「家族の保護、婚姻についての権利、及び、配偶者の平等（23条）に関する一般的意見19」は、「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利は保障されるべきである」と述べ（甲15）、さらに、2000（平12）年に同委員会が採択した「男女の権利の平等（3条）に関する一般的意見28」は、「23条4項の義務を果たすために、夫妻の婚姻前の姓の使用を保持し、又新しい姓を選択する場合に対等の立場で決定する配偶者各自の権利に関して性別の違いに基づく差別が起きないことを確実にしなければならない」と述べる（甲16）。

このように婚姻後も各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利

が国際人権条約において保障されていることは、氏名保持権に関する憲法の解釈においても参照されるべきである。

6 まとめ

以上より、民法750条は、氏名を保持する権利を侵害し、憲法13条に違反するというべきである（憲法13条の氏名についての自己決定権ないし氏の不変更権・氏名権を侵害すると結論づけるものとして、辻村前掲246頁）。

二 憲法24条

1 憲法24条1項違反

(1) 憲法24条1項

明治憲法には家族に関する規定は置かれず、明治民法において、家制度や男性優位原則が採用され、婚姻に関しては、婚姻は「家」と「家」との結びつきとされ、婚姻は原則として、「妻が夫の家に入る」ことを意味し、夫婦の氏については、「家」制度の結果として夫婦同氏が採用されていた。

これに対し、日本国憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定し、「婚姻の自由」及び「夫婦の同等の権利」を保障した。明治憲法時代の男尊女卑思想に貫かれた家制度の解体と、新しい近代的な家族制度の構築を指示し、民主主義の根底を固めようとしたものである（野中ほか「憲法 I」有斐閣第4版293頁、竹中勲「憲法上の自己決定権」成文堂198頁ほか）。

(2) 憲法24条1項の「婚姻の自由」

「婚姻の自由」とは、憲法13条が保障する幸福追求権の一環としての人格的自律権ないし家族に関する自己決定権を、婚姻について具体化したものであり、「両性の合意のみ」を要件とする婚姻の自由を個人に保障する（辻村みよ子「ジェンダーと人権」日本評論社2008年241頁）。

この点は、下記の結婚退職制に関する各裁判例が、認めてきた通りである。

①東京地判昭和41.12.20 結婚退職制事件（判時467-26、判タ199-112）

「結婚を退職事由と定めることは、女子労働者に対し結婚するか、又は自己の才能を生かしつつ社会に貢献し生活の資を確保するために従前の職に止まるかの選択を迫る結果に帰着し、かかる精神的、経済的理由により配偶者の選択、結婚の時期等につき結婚の自由を著しく制約するものと断すべきである。・・・家庭は、国家社会の重要な一単位であり、法秩序の重要な一部である。適時に適当な配偶者を選択し家庭を建設し、正義衡平に従った労働条件のもとに労働しつつ人たるに値する家族生活を維持発展させることは人間の幸福の一つである。かような法秩序の形成並びに幸福追求を妨げる政治的経済的社会的要因のうち合理性を欠くものを除去することも、また法の根本原理であって、憲法13条、24条、25条、27条はこれを示す。したがって、配偶者の選択に関する自由、結婚の時期に関する自由等結婚の自由は重要な法秩序の形成に関連しかつ基本的人権の一つとして尊重されるべく、これを合理的理由なく制限することは、国民相互の法律関係にあっても、法律上禁止されるものと解すべきである。」

②千葉地判昭和43.5.20 結婚退職制事件（判タ221-109）

「結婚の自由は、憲法により国が国民に対して保障した基本的人権の一つである。」

③大阪地判昭和46.12.10 結婚退職制事件（判タ271-147）

「憲法第24条は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する。」旨規定し、国家が国民の結婚の自由を制限する立法を禁じられ、これを制約する要素を排除することが国家的責務であることを宣言する。」

(3) 民法750条と「婚姻の自由」の侵害

民法750条は、「婚姻改姓」を婚姻（届出）要件に加重し、憲法24条1項が

保障する「婚姻の自由」を制約し侵害している（辻村前掲246頁、竹中前掲202頁）。

民法750条が憲法24条の禁ずる婚姻要件の加重に該当するのではないかとの議論は早くからなされ、問題視されていた。例えば、伊藤正巳・団藤重光・田中二郎等14名の東京大学研究者の共著による「注解日本国憲法上巻 改訂版」（法学協会編、有斐閣474頁、1953年）において、憲法24条と民法750条に関し、「その一方の氏の放棄を強制しているのは、単なる方式以上の実質的な制限を定めるもので行過ぎではあるまいか」との記述があり、法制審の議論を紹介する座談会において、加藤一郎氏は同旨を述べ（「座談会 民法改正に関する問題点（下）」ジュリスト98号17頁）、中川善之助氏も「もし憲法24条を守るといふなら、女の人の場合に同じ問題（直前の、男は絶対に自分の氏を変えないのが当然と考える、を指す）が出て来たのを無視するテはないとぼくは思いますね。」（前同17頁）と述べている。

(4) 憲法上の権利の二者択一を迫る法律の違憲性

民法750条のもとでは、婚姻する男女のいずれか一方は、婚姻して「氏名保持権」という憲法13条に由来する基本的人権を放棄するか、あるいは夫婦双方が氏を保持して「婚姻の自由」という基本的人権を放棄するかの二者択一の選択が強制される。

憲法上の権利間での選択を迫る場合には、選択を強制することについてのやむにやまれざる正当化事由が示されなければならない（米沢広一「子ども・家族・憲法」有斐閣初版286頁）。公権力はそれが「やむにやまれぬ政府目的」または少なくとも、「正当かつ重要な政府目的」により裏づけられたものであること等を論証しなければならない（竹中前掲201頁）。

しかし、夫婦同氏を義務づける「やむにやまれぬ政府目的」が論証されたことは制定以来一度もなく、民法750条は、一方で、外国人と婚姻する日本

人には適用せず、かえって夫婦同氏は認めないという矛盾した対応をとっているものであり、むしろ、制定当初より、民法はその矛盾をかかえ、夫婦同氏の根拠の薄弱さを露呈してきたといっても過言でない。

正当化事由もなく2つの基本的人権の択一を迫る民法750条は、そのいずれの基本的人権をも侵害しているというべきである。

なお、前掲東京地判昭和41.12.20は、「女子労働者に対し、結婚するか、又は自己の才能を生かしつつ社会に貢献し生活の資を確保するために従前の職に止まるかの選択を迫る結果に帰着し、かかる精神的、経済的理由により配偶者の選択、結婚の時期等につき結婚の自由を著しく制約す」として、民法90条の公序良俗違反を認定した。同判決では、私企業の事案であるので憲法の直接適用がなく、民法90条を通じて実質的に憲法解釈がなされ無効とされたが、基本的人権間の二者択一を迫る構造は、同民法750条の問題と同一である。

(5) 憲法24条1項の「夫婦の同等の権利」

「夫婦の同等の権利」とは、憲法14条1項が定める性別による差別の禁止を婚姻の場面に具体化し、深化させたものであり、形式的な平等を言うものではない。平等の前提にあるはずの夫婦が相互にもつ同等の権利を意味する（辻村前掲240頁）。

判例も、「民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を婚姻および家族の関係について定めたものであり、男女両性は本質的に平等であるから、夫と妻との間に、夫たり妻たるの故をもつて権利の享有に不平等な扱いをすることを禁じたものであつて、結局、継続的な夫婦関係を全体として観察した上で、婚姻関係における夫と妻とが実質上同等の権利を享有することを期待した趣旨の規定と解すべく」（最大判昭和36.9.6民集15-8-2047、夫婦合算均等方式による確定申告に関する所得税審査決定取消

事件)と述べ、当該事件についての具体的判断にあたっては、「夫婦間に実質上の不平等が生じないように立法上の配慮がなされている」としており、「実質的平等」・「実質的平等」を問題とする。

(6) 民法750条と「夫婦の同等の権利」の侵害

ア 民法750条は、夫または妻のいずれかの姓を選択するという意味では性中立的な規定であり、婚姻時における氏名の選択という人格権（憲法13条、女性差別撤廃条約16条1項(g)、自由権規約23条4項）についての形式的平等は害していない。しかし、明治民法下では妻の婚姻改姓が慣習ではなく法的義務であったことから、民法750条下においても1つしか姓を選べない以上、「妻の改姓」は固定化した慣習として根強く残り、現在においてもなお96.3%（2009年厚生労働省人口動態統計）の夫婦において妻が改姓するという異常な実質的不平等を招来し、それを固定化する条項となっている。まさに、憲法24条1項のいう「夫婦の同等の権利」を侵害する規定というべきである。

イ 民法750条は、個別の夫婦ごとに着目すれば、一方は婚姻後も氏名を保持することができ他方は保持できないという、「all or nothingの選択の積み重ねにすぎない」（広渡清吾「現代社会と法 西ドイツと日本 夫婦別姓時代の解析」時の法令1988年5月15号）のであり、1組の夫婦ごとに必ず不平等をもたらす規定であり、仮に婚氏の選択の割合が統計で50%ずつになったとしても、個別の夫婦間の不平等は解消することができず、氏名保持権については形式的にも不平等であり、憲法24条1項が保障する「夫婦の同等の権利」を侵害している（「同等の権利を侵害する」と結論づけるものとして、辻村前掲246頁）。

(7) まとめ

以上の通り、民法750条が憲法24条1項に違反するものであることは明白で

ある。

2 憲法24条2項違反

(1) 憲法24条2項

憲法24条2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定し、婚姻に関する事項について、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」に立脚して法律が制定されるべきことを明らかにした。

同項は、憲法13条及び憲法14条を、家族生活の場面に具体化した規定であり、家族法の制定・改廃に関する立法府の義務違反の問題はこの規定から直接導かれる（辻村前掲242頁）。

(2) 本質的平等

平等については、その保障を「本質的」平等にまで深化させ、旧民法下において採用されていた「家」制度や男性優位原則を否定し、その徹底を図っている。前掲最大判昭和36.9.6においても、憲法24条の法意として、同条2項を全文引用した上で、前記のとおり、「男女両性は本質的に平等であるから、夫と妻との間に、夫たり妻たるの故をもつて権利の享有に不平等な扱いをすることを禁じたものであつて、結局、継続的な夫婦関係を全体として観察した上で、婚姻関係における夫と妻とが実質上同等の権利を享有することを期待した趣旨の規定と解すべく」とし、当該事件についての具体的判断において「夫婦間に実質上の不平等が生じないように立法上の配慮がなされている」として「実質的同等」・「実質的平等」を問題としている。

(3) 本質的平等の権利の侵害

前記のとおり、96%の夫婦において妻が婚姻改姓するという結果を招来している点で著しい実質的不平等を生じさせ、また、個別の夫婦に着目すれば

必ず一方が婚姻前の氏を保持できない構造になっているという点で形式的にも不平等であるから、民法750条は、氏名の選択や保持についての権利性を横に置いても、両性の本質的平等の権利を侵害している（「24条2項の両性の平等原則に反する」と結論づけるものとして、辻村前掲245頁）。

前掲東京家審昭和34.6.15も、「婚姻による改氏を強いられるのが多くは女性の側にある現実をみれば、憲法上保障される両性の本質的平等が実質的に冒される結果を招来するおそれ」があると指摘している。

(4) 個人の尊厳の侵害

前記のとおり、氏名を保持する権利は、憲法13条に由来するが、憲法24条2項は、婚姻に関する事項が「個人の尊厳」に立脚して制定されることを規定し、婚姻期間中の氏名保持権について、重ねて保障している。

したがって、婚姻期間中、夫婦の一方について氏名保持権の放棄を迫る民法750条は、憲法24条2項が保障する婚姻期間中の氏名保持権を侵害している。

(5) まとめ

よって、民法750条が、憲法24条2項に違反することは明白である。

第5 女性差別撤廃条約違反

一 女性差別撤廃条約の日本についての発効

1985(昭60)年7月、女性差別撤廃条約は日本について発効した。よって、同条約は、憲法98条2項により、国内法的効力を有する。

二 女性差別撤廃条約2条（女性に対する差別法規の改廃義務）

女性差別撤廃条約2条は、締約国が女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求するため、立法その他の措置を取るべき義務を定める。中でも、締約国の条約実施義務として、(f)項は、

「女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること」と規定しており、女性に対する差別となる既存の法律があれば、締約国は、これを「遅滞なく」修正又は廃止する措置をとるべき義務を負う。

三 同条約16条1項(b)及び(g)

同条約16条1項は、「締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」べきことを定め、特に、「男女の平等を基礎として」、「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」((b)項)、「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」((g)項)を確保することを締約国に義務付けている。

1994(平6)年、女性差別撤廃委員会は「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」を採択し、その中で、16条1項(g)について、「パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有すべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている」と述べ、法もしくは慣習により、婚姻に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性は姓の選択権を否定されていることになることを明らかにしている（甲14）。

四 民法750条と同条約16条1項(b)及び(g)

民法750条の規定は、今日、日本におけるなお根強い慣習の存在と相まって、女性が氏の選択権を享有し又は行使することを害する「効果」を有しており、同条約1条に定義される「女性に対する差別」にあたり、かつ、前記一般勧告21のいう「法もしくは慣習により、婚姻に際して自己の姓の変更を

強制される場合」に該当する法律であり、婚姻に際して氏の選択に関する夫婦同一の権利（16条1項（g））を侵害しており、他方、姓を変更せずに維持しようとするならば婚姻できないのであるから、合意のみにより婚姻をする同一の権利（16条1項（b））を侵害している。

したがって、民法750条は、女性に対する差別的規定に当たり、女性差別撤廃条16条1項（b）及び（g）に違反する。

五 被告国の同条約2条及び16条1項（b）及び（g）違反

被告国は、1985（昭60）年同条約を締結するに際し、同条約9条2項と抵触する国籍法の改正や雇用機会均等法の制定等、同条約の実施のための立法措置を取ったが、同条約16条1項（b）及び（g）に違反する民法750条を改正する措置は、現在に至るまで取っていない。

よって、被告国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとり、特に、同条約16条1項（b）及び（g）の権利を確保すべき義務、並びに、女性に対する差別となる既存の法律を遅滞なく修正又は廃止する措置をとるべき義務（同条約2条）に違反している。

第6 婚姻届不受理処分 of 違法性

前記の通り、民法750条は、憲法13条及び同24条に違反し、女性差別撤廃条約16条1項（b）及び（g）に違反している。その民法750条にしたがって、東京都荒川区長が、2011（平23）年1月4日、原告Aと同Bによる婚姻後の姓を各自の姓とする婚姻届出を受理しなかった処分は違法であり、取消されるべきである。

第7 国会の立法不作為の違法性

一 立法不作為と国家賠償法1条1項の違法性

1 国家賠償法1条1項の違法性について

国会の立法行為又は立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法となるかどうかは、当該立法の内容又は立法不作為の違憲性の問題とは区別されるべきであり、当該立法の内容又は立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない。しかし、下記の①又は②の場合には、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。

- ① 立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合
- ② 国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利の行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合

2 上記の違法性基準の理由

上記1①及び②の基準は、最大判平17.9.14（民集59-7-2087、いわゆる在外訴訟判決）からの引用に、「条約上保障されている権利」という文言を加えたものである。

すなわち、憲法98条2項は、被告国に対して、締結した条約を誠実に遵守する義務を負わせているところ、条約によって保障されている権利が法律によって侵害されている場合は、被告国は、条約の締約国としての実施義務の内容として、かかる法律を改廃する義務を負うからである。大阪高判平成11.10.15（判例時報1718号30頁）も、条約に違反する立法行為あるいは立法

不作為につき、国家賠償法1条1項違反と判断する。

二 民法750条の法改正の不作為の違法

1 国家賠償法1条1項の違法行為

民法750条を改正して選択的夫婦別姓制を導入してこなかった被告国の立法不作為は、下記の通り、前記一の1①及び②のいずれの基準に照らしても、違法というべきであり、国家賠償法1条1項に該当する違法な行為というべきである。

2 立法の内容が国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であること（前記一1①）について

(1) 憲法違反

民法750条は、憲法13条及び憲法24条2項の保障する人格権の一内容である氏名保持権、憲法24条1項の保障する婚姻の自由及び夫婦の同等の権利、同条2項の保障する両性の本質的平等の権利を違法に侵害していることは明白である（前記第3、第4）。

(2) 条約違反

民法750条は、女性差別撤廃条約が保障する同条約16条1項（b）の「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同（g）の「婚姻に際して姓を選択する権利についての夫婦の同一の権利」を侵害していることは明白である（前記第5）。

(3) 小括

したがって、民法750条は、国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白である。

3 国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利の行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っているこ

と（前記一 1 ②）について

(1) 国民に憲法上若しくは条約上保障されている権利であること（要件 1）

前記の通り、憲法13条及び憲法24条2項は人格権の1つである氏名保持権を保障し、憲法24条1項は婚姻の自由及び夫婦同等の権利を、同条2項は両性の本質的平等の権利を保障している。

また、前記の通り、女性差別撤廃条約は、同条約16条1項 (b) の「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同 (g) の「婚姻に際して姓を選択する権利についての夫婦の同一の権利」を保障している。

(2) 立法措置の必要不可欠性と明白性（要件 2）

上記(1)記載の各権利の行使を確保するためには、民法750条を改正して、夫婦同氏に加えて夫婦別姓という選択肢を新たに新設することが必要不可欠であり、そのことは明白である。

(3) 国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていること（要件 3）

ア 女性差別撤廃条約の発効より26年

同条約16条1項は、締約国に対し、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとることを義務付け、特に、「男女の平等を基礎として」、「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」((b) 項)、「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」((g) 項)を確保することを締約国に義務付け、同条約2条(f)は、締約国に対し、女性に対する差別となる既存の法律を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置(立法を含む。)を、遅滞なくとることを義務づけてきたが、その日本国についての発効から26年、四半世紀以上を経た今も、改正はなされていない。

この間、前述のとおり、1990（平2）年に採択された自由権規約委員会の一般的意見19、1994（平6）年に採択された女性差別撤廃委員会的一般勧告

21、2000（平12）年に採択された自由権規約委員会の一般的意見28により、夫と妻が自己の婚姻前の姓の使用を保持する同一の権利が、女性差別撤廃条約及び自由権規約により保障されることがより明白になり、また、被告国は、女性差別撤廃委員会からは、2003（平15）年、及び、2009（平成21）年の2回にわたり、具体的に民法750条を改正すべきことを勧告され、特に、2009（平21）年の勧告においては、民法の差別的規定の改正の実施について2年以内に書面で委員会に対し提出することを要請されたにもかかわらず、なおも民法750条の改正を怠り、放置したものである。

イ 1996（平8）年の法律案要綱から15年

1996（平8）年1月の民事行政審議会による「別氏夫婦に関する戸籍の取扱いについて」の答申、同年2月の法制審議会の最終答申及び法務省による法律案要綱の公表により、1996年（平8）年2月までには、被告国が、上記(1)記載の各権利の行使を確保するための立法措置の詳細な具体的内容まで明白となった。しかるに、以来15年を経ても改正はなされていない。

ウ 法律案要綱以降の政府内外からの勧告等

1996（平8）年の法律案要綱公表後も、2000（平12）年には国の男女共同参画基本計画が、続けて2001（平13）年には男女共同参画会議基本問題専門調査会が、いずれも選択的夫婦別氏制の導入を提言し、2010（平22）年には、国の第3次男女共同参画基本計画が、女性差別撤廃委員会の総括所見（最終見解）も踏まえ選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について引き続き検討を進めるとしている。しかるに、法改正のきざしはない。

エ 正当な理由の不存在

以上の経過からわかるように、女性差別撤廃条約の締結を1つの契機に、法務省や内閣府においては、選択的夫婦別姓の導入の努力のための多大の努力が積み重ねられ、法律案要綱まで作成し、女性差別撤廃委員会からも度重

なる勧告を受けてきたが、国会は、これらを一切無視し改正をしない。女性差別撤廃条約が日本国について発効してからは26年、法律案要綱公表からは15年を経ており、国会が、何ら正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠ってきたことは明らかである。

第8 損害 略

第9 結語

よって、原告A及び同Bは被告荒川区に対し、請求の趣旨1の通りの判決を求め、原告らは被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、請求の趣旨2及び3の通りの判決を求める。

証 拠 方 法

- 甲第1号証の1 戸籍謄本（原告塚本）
- 甲第1号証の2 改製原戸籍（原告塚本）
- 甲第2号証の1 戸籍謄本（原告A）
- 甲第2号証の2 戸籍謄本（原告B）
- 甲第2号証の3 改製原戸籍（原告A）
- 甲第2号証の4 改製原戸籍（原告B）
- 甲第3号証 戸籍謄本（原告C）
- 甲第4号証 戸籍謄本（原告D）
- 甲第5号証 不受理証明
- 甲第6号証 第1回国会衆議院司法委員会議録第五十号
- 甲第7号証 文献（ジュリスNo.185「民法親族編の改正について」）
- 甲第8号証 文献（「夫婦の氏」）

| | |
|----------|--|
| 甲第9号証の1 | 文献（ナイロビ将来戦略抜粋） |
| 甲第9号証の2 | 甲第9号証の1 仮訳 |
| 甲第10号証 | 文献（婦人問題企画推進有識者会議意見） |
| 甲第11号証 | 文献（ジュリストNo.1034「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）に対する意見の概要（上）」） |
| 甲第12号証 | 文献（ジュリストNo.1074「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」に対する意見の概要（上）」） |
| 甲第13号証 | 文献（「第3次男女共同参画基本計画」） |
| 甲第14号証 | 文献（女子差別撤廃委員会による一般勧告抜粋） |
| 甲第15号証の1 | 文献（自由権規約委員会による一般的意見19） |
| 甲第15号証の2 | 上記の翻訳 |
| 甲第16号証の1 | 文献（自由権規約委員会による一般的意見28） |
| 甲第16号証の2 | 上記の翻訳 |
| 甲第17号証 | 文献（女性差別撤廃委員会2003年勧告抜粋） |
| 甲第18号証 | 文献（女性差別撤廃委員会2009年勧告抜粋） |
| 甲第19号証 | 文献（法曹時報28巻9号） |

添付書類

| | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 甲号証写し | 各2通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 7通 |

当事者目録

原 告 塚 本 協 子

原 告 A

原 告 B

原 告 C

原 告 D

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国
法 務 大 臣 江 田 五 月

〒116-8501 東京都荒川区荒川2丁目2番3号

被 告 荒 川 区
代 表 者 区 長 西 川 太 一 郎
処 分 庁 荒 川 区 長 西 川 太 一 郎

原告ら代理人目録

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-1 九段シルバーパレス301号
さかきばら法律事務所（送達場所）

電 話 03-3512-0536

FAX 03-3512-0537

原告ら訴訟代理人弁護士 榊 原 富 士 子

同 弁護士 打 越 さ く 良

同 弁護士 折 井 純

同 弁護士 川 見 未 華

同 弁護士 湊 上 陽 子

〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル9階
虎ノ門法律経済事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 大 谷 美 紀 子

同 弁護士 橘 高 真 佐 美

〒104-0061 東京都中央区銀座7-12-5 貝新ビル4階
アテナ法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 金 塚 彩 乃

- 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-3-1 岩波書店アネックス 7階
神田駿河台法律事務所
原告ら訴訟代理人弁護士 小 島 延 夫
- 〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-1-4-4 ミツヤ四谷ビル 6階
四谷共同法律事務所
原告ら訴訟代理人弁護士 塩 生 朋 子
- 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-4-1 東海堂銀座ビル 7階
中島・宮本・溝口法律事務所
原告ら訴訟代理人弁護士 竹 下 博 将
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-5-3 アクシア新宿御苑 910
吉岡睦子法律事務所
原告ら訴訟代理人弁護士 吉 岡 睦 子